

教室十三、併別教室かゝなり。この面積が三千八百平方メートル
す。次に分校関係の工事について云いおこす。これもやはり第二期
工事と本年をもつて終了するわけにあります。職員等

六万四千、貸金十八万円、旅費五万円、需用費三萬五千元、総務費三万三千円、本説料が二百四十万三千円、この内、設計本説料が二百一十三万三千円、常駐監査本説料が四十万、使用料及び貸借料は六十一万五千元、事務員費六千四百九十八万三千円、この内、本説料が二億二千九百九十八万三千円、この内、放送施設の設備が七十五万円、電気関係が三十万円、小使室移転、これは現在第一小学校にあるものを分校に移転するものでござい、本説料が三万四千、パイプハウス建築が二百四十万、これは分校におき、本説料特別教室が三教室足り、その分のパイプハウス三棟、一棟八十万円で建築しようとするものでござい、本説料が二百四十万円、環境整備といふ、本説料が八万八千円、これは、三河桂が

いまだとわくを八万八千円を計上したのでござります。

本体の工事費で六千七百十二万五千円、これによりおし、普通
 教室が土、特別教室が三となりおし、この面積が二千三十三、二
 平方米となるわけをいいます。次に準備費でいいます。か
 ねも光程助役から説明したとおりをいいます。十員の給与
 費明細書でいいます。この図書事を執行するにあたり給
 与費関係の手当等が出ましたので補正した次第でいいます。
 次に地方債の関係でいいます。当初予算はあつたおし、地
 方債が計上されおし、そので三で地方債の関係がはいり
 ましたので補正予算はあつたおし、出した次第でいいます。以上
 簡単にいいます。か補正第三号につかおし、説明を終らうと
 いたしておきます。

議長中西常藏君二時より質疑を行之事。

十三番(大久保一郎君)議長

議長(中西虎蔵君)十三番

十三番(大久保一郎君)暫時休憩願います。

議長(中西虎蔵君)たゞいま休憩の君が出ましたが休憩するに御異議
ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)御異議なしと認め暫時休憩いたします。

休憩 千九百五十五分

開議 千九百五十六分

議長(中西虎蔵君)休憩がけの了り読みを会議を開きます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)二ハの討論を終結いたします。おかけいたします。

議案第三十五号(休業案)通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)御異議なしと認めます。よき議案第三十五号は原

案通り可決いたしました。

議長(中西虎蔵君)日程第五昭和四十年年度福生町水道事業会計補正

予算第一号(案)議案第三十六号を議題に供します。事務局を

し議案の朗読をいたします。

(朗読議事係長朗読)(省略)

議長(中西虎蔵君)理事者から提案理由の説明を求めます。森田助

役(助役)森田幸造君登壇

一助役(森田幸造君)お話しをいたさるべき議案第三十六号に若干

の御説明申し上げたいと存じます。当所の水道事業会計は去年

の補正予算でございまして今年度の補正予算の内容を大別いたします

すと大体五通りに別けられるものと存じます。次第一

二五いす。すなわち第一番が起債の予定価格が当初予算を
 三千五百万と定めていたものが、今回五千万と内示された事によ
 り本レの起債の限度額を改める事さらに償還年限が五年とな
 りましたのでこれを統合いたし本レの第四条を改めたいに
 だくといふことと定めてあります。起債が五千万と中にいたはず
 したのを従い本レのこれに併う支出予算を拡大いたし本レの
 もともにも定めてありますように配水等の工事その他大巾な工事を予定
 したいと、これにことと定めてあります。次に第三項といふ事業の
 大により本レの一時借入金の限度額が不足される場合があると思
 へるから、その従来一千万であったものを二千万と増額したいに
 たいといふ事を第五条で定めておきたいと定めてあります。
 なみ第四項といふ本レの収益的収入の増収見込みに外し
 ます。すなわち耐用年数を経過いたした大量水器の取替をいた

しませう料金徴収等の円滑化をはかりませう。サーブスにふみ
たいと思ひませうを願ひしある次第でございます。次に自己
財産によりまする建設事業にあるために繰越利益剰余
金を建設改良積立金とし処分したまいと思ひませう。第八条
によりこれを依頼しむるといふのが今回の補正予算の主要な二
点、おそれ詳細におたすは担当課長から御説明申し上げたい
と存じます。よろしく御審議の上御可決のほどをお願い申し上
ぐる次第でございます。

一議長(中西虎藏君)水道課長

水道課長貫井喜代次君 昇席からお評をいした。オオ、細が内窓にスリ

即説明申し上げたいと存じます。ただ、才助役から説明がありました。
大綱については即承知のことと思ひます。予算条例にスィ第三条は千
五百四十六万五千円というものが不足し、これは当年度損益勘定留保

資本金からの八百五十万三千円と繰越利益剰余金の六百九十二万五
千円をもつ神イレー事業をさすといふことになり、事ごとくはなす。
繰越利益剰余金の六百九十二万三千円といふものは当年度の未処分利
益剰余金二千七百万円ばかりでありますがこの内から減債積立金
要するに企業債の三分の一を下回らなければならぬ、さらには建設改良
積立金として百五十万を決算はさし、残りの四百九十万から
今回六百九十二万三千円を神イレーするといふ事ごとくはなす。それ
からの第四条の起債について先程助役から説明がありました通り五千万
という予定外の通知がございましたので当初大蔵省の資金運用部からの
三千五百を予定していた所から公営企業金融公庫
から千五百万、合せて五千万という事で二に限度額を五千万に改
め、なほ本年度から償還年限が延長となり、いずれも資金運用部
のものも公営企業金融公庫のものも五万一年間の償還期限が延長

になり、二十五年が三十年に十八年が二十五年に短くされたに
二で利率の引き下げもありました。が本年度はまだ認められ
ておりません。従って利率については大蔵省が六分五厘、公営企
業のものが三分三厘という事でございす。なほこの起債については
昨年度までは非常に内定率が高かった、早くとも八月頃でないとい
ふ内定がなかったが本年から、わく配分」といふ事になり、それ
確定通知が非常に早くなったという事で、わくわくこの仕事にた
るものとして仕事はやさしくなつたといふ事であり、それハ
月下旬から九月になつてから、非常に期日がなほし、起債も
八月十五日に締め切らなければならぬといふ事で無理があつたが、
二と、わく配分」があり、すので、わく、いふ事は良くなつた。さらに
わく、配分は来年度以降はどうかといふと、第三期拡張事業に付
する起債の予定は一億九千六百万を予定してあります。が昨年度

は事業の始めでありまして一千万の起債しか認められなかつたが
しかし本年度は五千万、それから四十四年度、四十五年度にあつたし
ては、それも今の、わく配分が六千万を予定されてあり、最終の
四十三年度が千六百万、合せて一億九千六百万の起債が認められ
てゐるわけでございます。いふために、これでも来年度以降は多
数の変更があると思ひますが、わく配分の内容をみますと、
いろいろに来年度より六千万、最終は千六百万の起債の、わく
がすでに決定してゐるといふことでございます。こゝろいろいろ事で
非常に大きな水道事業の拡張工事をやっておりますので起債が
多く、これが四十五年まで億九千六百万が終ると約三億の起債に
なるといふ結果になると思ひます。それから次の時借入金にしま
しては、先程説明がございました通りでございます。第六条のたな
御資産の購入限度額については、工事に伴つた材料費が大きな面を占

てゐますが、それから量水器の取り替へといふものもこれに含ま
れて四百五十九万九千円といふふうな限度額になつたわけであり
ます。剰余金の処分については、百九十七万五千円の中から六百九
十七万五千円、これは三条予算はあります通り、千五百四十六万
五千円の不足を当年度積立勘定の留保資金から、八百五十四万三千
円をあげ、さらに繰越利益剰余金六百九十七万五千円をあげ、これに
は建設改良基金として議決して事業を行うといふ事でござい
ます。次に実施計画の内訳について御説明申し上げます。三項目
でございますが、まず収益的収入及び支出の収入について、三
千七万三千円を二に計上し、これは水道料金を約八千六百トンの
増を見込んで計上したわけでございます。これが四年度の見通し
をいふと、伸びる予定でございますが、こゝろしたて、雪や雨、
といふ事、水道の使用量が少なく、来年度との比率からいふと

五万三千円、合計五十九万三千円、収入支出同額でございます。
引き続き資本的収入及び支出について説明申し上げます。先程
起債の十五百万がふえたという事を申し上げたとおりでございます。
固定資産売却代金として九万千円、これは電話債券を一般会
計で処理いたしたもので水道会計でも処理したわけでございます。
資本的収入が合計で五十九万千円となる次第であります。次に支
出について申し上げます。建設改良費にたいして三十三万五千円
これは第三期拡張事業費として三十三万五千円、この大半はもの
材材料費と工事諸費でございます。材料費にたいしては水源地
内配管及び新設配管材料費で六万三千円、導水管材料費が
百二十万、これは現在用水試験を終つた四月から順次いたし、水源地
から第三水場に至る工業道路と申しますが、区画整理でやりあり
ます道路を通し、導水管の材料費でございます。配水管及

は導水管の材料費、これもやはり九号水場から先程申し上げま
した工業道路と申しますが、二、三が舗装されるので舗装されい
うことは事もやはりよく経費もかかるといふ事で、この工事三百四十万
と百十方、これは導水管と配水管が入ります。次に遠隔用水
の材料費、これも九号水場から第三水場にかけてのケーブル材料で
さうは工業路線の材料百三万円、九号から舗装される工事をさうは三
本横切る所があり、それを早くやらねばと工事費もかかり、又舗装さ
れた所を張り替へなければならぬといふ事で、その分を計上したわけ
でございます。その他にケーブル外管材料として十四万円、以上材
料費として八百三十五万三千円、次に工事諸費として二百三十九万
五千円の増でございます。これは第三配水地区に付のものとして計上した
ものでございしますが、五百萬の起債の増となりましたので、附属設
備等を行ふ、第三配水の遠隔操作による、第三配水地区にも

タイ配水するといふ事ができる事になつております。まず電気
室の工事が三万円、高素減菌器工事が六十五万円、場内配管工事
が六十九万円、配電施設工事が六万円、遠隔用のケーブル工事、六十万
円、照明施設が六万円、研及び排水整地が三十九万円、さらに配水ポン
プ百三十五万円、以上が第一配水池の工事でございまして、当初予算
を附説明申し上げましたとおり、約二トン出る配水池ができるわけ
であります。この第一配水池だけで四百十万で、その他に第十水源の
さく井工事として約三百米を予定しております。この工事だけで、
四百三十万円、さく井の上屋、それから井戸等で二十六万円、場内配管
及び柵工事を三十万、導水管工事を六十万、これは約六百四十米と
いふ事で、十号さく井が合計五百四十六万円を予定しております。
その他配水管の埋設工事として先程申しましたように場所に対する
ものが千六百五十米分百五十万、四百米分として、六十万、ケーブル管

工事が二十四万円、工業路線が三百米として二十万八千円、これはを
合算すれば、工事諸負担として千三百二十九万七千円となつて
おります。次に施設費として二百八十九万円、これは十号水源の施設
費でありまして、水中エーターポンプ、これは口径が百五十ミリの三十
五馬力、百三十五万円、水中エーター起動機二十三万円、遠方操作用
禦盤四十九万円、塩素減菌機及加圧ポンプ五十万円、これは第九
第十号の二分でございまして、それから第九号さく井用地代三十二
万円、この用地代については三十九年度最終予算にあつた九号
さく井用地代として計上してあつたが、新都市建設公社の関係もござい
ますのでございまして、このまま残すに二に繰越さした
わけでございます。決算もすんでおりますし、それからものがござい
ますのであらためて四十九年度にあり、九号の用地代として計
上したわけでございます。これを合算すれば、二百八十九万円

を計上し、施設費の合計とシ、三千五百五十七万六千円となつたわけを
いふは、負債金とシ、第七号水線の電力引込金七万五千円を計上し、
第三期拡張工事とシ、二千五百八十万二千円を計上したと、次期で
ございます。次の営業設備費とシ、五十七万五千円の減、これは量水
器の購入費とシ、当初予算から六十八万二千円、大体量水路三百
八十個分にあたります。が、建設改良費ではなく、収益的収入の修繕
費にまわすといふ事で、二に組替えたわけであり、固定資
産購入費とシ、十萬五千円、これは探知機と塩素ポンプの分であ
ります。が、この探知機三万五千円、パイプは給配水用の作業用とシ、
今回探知機をシ、埋ぼつて、配水管等の位置を電磁的に早く
見つけ、工事をスムーズにやるといふ事から、三に計上したわけであ
ります。即、探知のと、り、道路面に判水弁と消火栓の一部があります
が、この判水弁が見当らない、工事等非常に困り、つうした事で、

この探知機により早く見つけ、措置した、といふ事で、三万五千
を計上した次第でございます。二の、これも合算とシ、資本的支出に
あつて、二千三百二十五万五千円を計上し、合計で六千五百五十六万
五千円となつたわけであり、この補正予算に対し、来年度に
いふ、即、説明申し上げた内容により、人件費等の補正はございま
せん、このため、計上は添付して、いふ、以上簡単でござい、ますが、
説明を終わります。

議長(中西虎蔵君)これより質疑を行います。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)これにて質疑を終結いたします。あつかり、いたし
ます。議案第三十六号は、東条通、り決する、即、異議あり、せんが、

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)即、異議なしと認め、ます。よ、議案第三十六号は、

原案通り可決いたしました。

一議長(中西虎蔵君)日曜第六下水道建設請願書請願第二号を議題に供します。本件は、いはい建設委員会に審査を付託しておりますので、本委員長から報告いたします。二番

(三番 岸 茂君登壇)

一番 岸 茂君(即座)名が、ありましたので、審査報告を申し上げます。

審査報告

請願審査報告書

一件 名 下水道建設請願書(請願第二号)

二本委員会(即日)昭和四十年六月二十五日第二回福生町議会定例会において、建設委員会に付託

三本委員会(即日)昭和四十年六月三十日午後九時

本委員会に付託された右請願について、慎重審査の結果、その意見を付し、殊状の上、執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

請願の主旨は、下水道建設総合計画の推進も緊要であるが、取りあふ、必要措置として既存の排水ポンプの排水能力を高める手段を講じ、河川に排水される努力をすべきである。右のとおり報告いたします。

昭和四十年六月三十日

建設委員会

委員長 岸

茂

福生町議会議長

中西虎蔵 殿